

京都のまち柄・人柄等の魅力発信に係る動画制作業務の 受託候補者募集に係るプロポーザル募集要項

1 募集趣旨

「京都のまち柄・人柄等の魅力発信に係る動画制作業務（以下「本業務」という。）」は、長い歴史の中で培われてきた京都のまち柄・人柄を参加者である市民同士の対話を通じて深掘し、それらの魅力を動画として発信するものである。実施に当たっては、対話を促す専門的な人材・知見・技術や広報展開等、価格以外の要素における評価によって契約の相手方を選定する必要があるため、プロポーザル方式により受託候補者を募集・選定する。

2 参加事業者の資格

次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者。

（１）京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者

（２）前号に該当しない者については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

ア 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当し、３年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き２年以上、当該営業を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 本市の市民税、固定資産税の未納がないこと。

カ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同条第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 委託金額の上限、委託業務の内容等

仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和９年３月３１日まで

5 応募書類の提出

- (1) プロポーザル参加表明書（別紙様式1）〈1部〉
- (2) 企画提案書（様式任意。次に掲げる項目に留意すること）〈4部〉
 - ・ 仕様書に定める委託内容に沿った制作内容の提案や制作・管理運営体制、制作スケジュール及び広報戦略の提案を記載すること。
 - ・ 類似業務の制作実績を記載すること。
 - ・ 提案者の概要（提案者名、住所、資本金、従業員数、業種等）を記載すること（市内中小企業者の場合は、その旨が分かるように）。
- (3) 見積書（様式任意）〈4部（原本1部及び複写3部）〉
 - ・ 企画の履行において生じるすべての作業経費を記載すること。
 - ・ 見積金額の積算内訳を示す書類を添付すること。
- (4) 以下の証明書等（2（2）に該当する者に限る。）〈各1部〉
 - ・ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）
 - ・ [京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書](#)
 - ・ 2（2）エ、オを証明する納税証明書（オについては、京都市内に事業所等が所在する場合もしくは、固定資産を所有する場合のみ）
 - ・ [調査同意書（水道料金・下水道使用料）](#)（京都市内に事業所等が所在する場合もしくは、固定資産を所有する場合のみ）
- (5) その他
 - ・ 企画提案書に制作実績等を収録した記録メディアを添付してもよい。〈1部〉

6 提出物の締切等

- (1) 締切
令和8年9月8日（火）までに下記提出先に必着。
※持参の場合は締切日の17時まで。
- (2) 提出・問合せ先
京都市 総合企画局 市長公室 広報担当（担当：高橋、藤井）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
TEL：075-222-3094
メール：kohoka@city.kyoto.lg.jp

7 審査方法

- (1) 審査
原則書面審査とし、本市が設置する庁内検討組織において、審査を行う。
なお、書面審査後、必要に応じて審査結果上位の提案者に対し、ヒアリングを行う場合がある。
- (2) 審査期間
令和8年9月中旬頃

(3) 審査基準

以下の評価基準に基づき採点のうえ、各項目の合計点（１００点満点）で順位を決定し、最も順位の高い事業者を、受託候補者として選定する。なお、各項目の合計点が６０点を下回る場合は、応募事業者が１事業者のみであっても、受託候補者として選定しない。

評価基準	評価のポイント
動画コンテンツの制作 (４０点)	・本業務の仕様書に定めた内容に沿った提案か。 ・対話を促すファシリテーターの人選や撮影方法・集音方法など、本業務の目的に沿う対話を促す工夫があるか。
動画コンテンツの広報 (１０点)	・動画の効果的な活用（広告等）の提案があるか。 ・本業務に適した提案か。
実施体制・スケジュール (２０点)	・仕様書に定められた業務を迅速かつ的確に実施することができる体制か。 ・実現可能なスケジュールか。
業務実績（１０点）	・本業務に類似あるいは関連する動画コンテンツの制作実績があり、本業務の遂行に資する内容か。 ・業務に類似あるいは関連する動画コンテンツを活用した広報実績があり、本業務の遂行に資する内容か。
市内中小企業（１０点）	・京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。
見積金額（１０点）	・以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て）。 $\text{評価点} = 10 \text{点} \times (\text{全受託希望者の中の最低提案価格}) / (\text{受託希望者の提案価格})$

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全応募事業者にメールで通知するとともに、速やかに本市ホームページ「京都市情報館」において、受託候補者名、参加した事業者数及び評価点を公表する。

8 質問・問合せ

本件募集内容について質問等がある場合は、質問書（様式２）により次のとおり受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 提出方法

質問書（別紙様式２）を電子メールで次のアドレスに送付すること。

＜メールアドレス＞kohoka@city.kyoto.lg.jp

(2) 提出期限

令和８年８月２７日（木）１５時まで

(3) 回答方法

質問者に関する情報は伏せたうえで令和８年８月３１日（木）１７時までにホームページに回答を掲載する。

9 契約

本プロポーザルにより選定された受託候補者は、審査結果通知後、速やかに本市と協議の場を設定し、受託内容やスケジュール等を協議のうえ、本業務に係る契約を締結し、業務を行うものとする。ただし、受託候補者との協議が整わなかった場合は、プロポーザルで点数の高かった者の順に新たな受託候補者とし、協議を行う。

10 その他

(1) 提案に当たっての留意事項

参加事業者は以下の点に留意し参加すること。

- ア 確実に実現可能な内容を提案すること。
- イ 実際に実施する内容は、本市と協議の上、決定する。
- ウ 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出物は、提出者に返却しない。
- オ 提出物について、本市は提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- カ 本募集において本市から得た情報、資料、電子データ等について、無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用することを禁ずる。
- キ 書類提出後の追加及び修正は、一切認めない。

(2) 委託料の支払い

委託料は原則として、本業務完了後に一括で支払う。